

# 横浜港（大さん橋）クルーズ拠点形成協定書

## 目 次

第1条	(目的及び解釈)	3
第2条	(公共性及び事業の趣旨の尊重)	3
第3条	(信義誠実の原則)	3
第4条	(本事業の概要)	3
第5条	(形成計画等)	3
第6条	(地域活性化への取り組み)	4
第7条	(許認可等及び届出等)	4
第8条	(責任の負担)	4
第9条	(乙による表明及び保証)	4
第10条	(優先的な利用の開始条件)	5
第11条	(係留施設の優先的な利用に関する事項)	5
第12条	(受入促進施設の規模、構造又は用途に関する基準)	6
第13条	(受入促進施設の整備の方法)	6
第14条	(受入促進施設の管理の方法)	7
第15条	(受入促進施設の整備に要する費用の負担の方法)	7
第16条	(受入促進施設の利用者による利用に関する事項)	7
第17条	(受入促進施設の利用者以外の者による利用に関する事項)	7
第18条	(リスク分担の原則)	7
第19条	(法令変更による措置)	7
第20条	(不可抗力による措置)	8
第21条	(緊急事態等対応)	8
第22条	(協定上の地位等又は受入促進施設の処分)	8
第23条	(協定の有効期間)	9
第24条	(乙の責に帰す事由による本協定の解除)	9
第25条	(甲の任意による解除)	10
第26条	(甲の責に帰す事由による本協定の解除又は終了)	10
第27条	(合意解除)	10
第28条	(受入促進施設完成前の本協定の終了)	10
第29条	(受入促進施設の取扱い)	11
第30条	(本協定の変更)	11
第31条	(損害賠償責任)	11
第32条	(協議会の設置)	11
第33条	(著作権の帰属等)	11
第34条	(秘密保持義務)	11
第35条	(管轄)	12
第36条	(その他)	12
第37条	(疑義に関する協議)	12

第38条	(協定の揭示方法)	.....	12
------	-----------	-------	----

## 横浜港（大さん橋）クルーズ拠点形成協定書

本協定は、港湾法第 50 条の 18 第 3 項の規定及び国際旅客船拠点形成港湾である横浜港の国際旅客船拠点形成計画（以下「形成計画」という。）に基づき、国際旅客船の受入促進を図るために、甲：国際旅客船拠点形成港湾管理者である横浜市と、乙：民間国際旅客船受入促進施設（本協定に基づき乙が整備・管理を行う民間国際旅客船受入促進施設をいい、以下「受入促進施設」という。）の所有者となろうとする者である(又は受入促進施設の所有者となろうとする者及び受入促進施設の所有者となろうとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者である)郵船クルーズ株式会社との間において、国際旅客船取扱埠頭の係留施設の優先的な利用及び受入促進施設の一般公衆への供用その他受入促進施設の整備又は管理に関して、必要な事項について定めるものである。

本協定の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

(以下余白)

平成 30 年 11 月 9 日

甲  
住所 〒231-0017  
横浜市中区港町 1 - 1  
横浜港港湾管理者  
代表者 横浜市長 林 文子

平成 30 年 11 月 9 日

乙  
住所 〒220-8147  
横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番地 1 号  
横浜ランドマークタワー47 階  
郵船クルーズ株式会社  
代表取締役社長 坂本 深

(目的及び解釈)

第1条 本協定は、形成計画に基づき、乙及び乙に親会社等（第11条第6項に定義する）がある場合には、乙の親会社等による、係留施設の優先的な利用及び受入促進施設の整備・管理・利用について定めることを目的とする。

2 甲及び乙は、国際旅客船取扱埠頭の係留施設の優先的な利用並びに受入促進施設の一般公衆への供用その他の受入促進施設の整備又は管理を行うことの意義は、官民の連携による国際旅客船の受入れの促進により日本国の観光の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上を図ることにあることを確認し、本事業を実施する。

3 本協定において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、**別紙1**において定められた意味を有するものとする。

4 本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本協定の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

(公共性及び事業の趣旨の尊重)

第2条 乙は、本事業に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重のうえ、旅客の安全に配慮し本事業を行うものとする。

2 甲は、本事業が民間事業者である乙によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第3条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(本事業の概要)

第4条 本事業は、係留施設の優先的な利用並びに受入促進施設整備・管理事業及び周辺整備事業から構成される。

2 甲及び乙は、本協定及び形成計画に従い、法令等を遵守し、本事業を遂行しなければならない。

3 甲及び乙は、別段の合意がある場合を除き、以下の日程に従って本事業を実施する。

[受入促進施設の完成予定日 平成31年3月31日]

事業開始予定日 平成31年4月1日

(ただし、係留施設の利用事業については、新港地区客船ターミナル(仮称)の供用開始日(2019年供用開始予定))

(形成計画等)

第5条 乙は、本事業が形成計画に基づき行われることを十分に理解し、形成計画の履行のため最大限努力する。

- 2 乙は、本事業に関する年度別事業計画を作成し、毎年1月末までに甲に提出するものとする。
- 3 乙は、前項に規定する事業計画に、乙の親会社等に該当する者を記載し、甲の確認を受けるものとする。

(地域活性化への取り組み)

第6条 甲及び乙は、相互に連携及び協力のうえ、地域活性化に取り組むものとする。

(許認可等及び届出等)

第7条 本事業の実施に必要となる一切の許認可等は、乙がその責任及び費用負担によりに取得及び維持するものとする。また、乙が本事業を実施するために必要となる一切の届出及び報告は、乙がその責任において作成し、提出するものとする。但し、本事業の実施に必要となる許認可等の取得又は届出及び維持を甲が行う必要がある場合には、甲が必要な措置を講ずるものとし、乙は、甲による当該許認可等の取得又は届出及び維持にかかる費用を負担するものとし、また、当該措置について甲が乙の協力を求めた場合には、乙はこれに応じるものとする。

- 2 甲は、乙が甲に対して書面により要請した場合、前項に基づく乙による許認可等の取得又は届出及び維持について、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
- 3 乙は、第1項に基づき乙が取得又は届出及び維持した許認可等に関して書類を作成し、提出した場合、その写しを保存するものとし、事業終了日に甲に提出するものとする。
- 4 乙は、第1項に基づき乙が取得又は届出及び維持した許認可等の原本を保管し、甲の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しを甲に提出するものとする。

(責任の負担)

第8条 乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、本事業のうち乙の実施に係る事業に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、乙の本事業の実施に関する甲による承認、確認若しくは立会又は乙からの甲に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる本協定上の乙の責任をも免れず、当該承認、確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

(乙による表明及び保証)

第9条 乙は、本協定締結日現在において、甲に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 乙は、その設立準拠法に基づき有効かつ適法に設立され、存続する法人であること。
- (2) 乙は、本協定を締結し、履行する完全な能力を有し、本協定上の乙の義務は、

法的に有効かつ拘束力ある義務であり、乙に対して強制執行可能であること。

- (3) 乙が本協定を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令等並びに乙の設立準拠法及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手續を履踐していること。
- (4) 本事業を実施するために必要な乙の能力又は本協定上の義務を履行するために必要な乙の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、乙に対して係属しておらず、乙の知る限りにおいてその見込みもないこと。
- (5) 本協定の締結及び本協定に基づく義務の履行は、乙に対して適用される全ての法令等に違反せず、乙が当事者であり若しくは乙が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は乙に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。

(優先的な利用の開始条件)

第 10 条 次条に定める優先的な利用に基づく係留施設の利用の開始は、以下に定める各条件が充足されることを条件とする。

- (1) 乙について、前条各号記載の各事項が、事業開始予定日（事業開始日が事業開始予定日から遅延した場合には、甲が本事業を開始する予定日として新たに指定した日）においていずれも真実かつ正確であること。
- (2) 乙が以下に定める各義務を履行したこと
  - ① 別紙 2 で定める基準及び法令等に定める基準（本協定において「要求水準」という。）を満たした受入促進施設、及び周辺整備事業が完成したこと
  - ② 第 7 条に定める本事業の実施に必要となる一切の許認可等の取得
- (3) 第 1 号及び第 2 号のほか、乙において、優先的な利用に基づく係留施設の利用の開始までに履行すべき本協定上の義務について、重大な違反がないこと。
- (4) その他甲乙が合意する事項

2 乙は、前項の開始条件を、事業開始予定日までに充足しなければならないものとする。但し、当該開始条件のすべてが事業開始予定日までに充足されない場合であっても、甲は、前項の開始条件の全部又は一部の充足を、それぞれその裁量により放棄することができる。なお、この場合でも、放棄された条件の未充足に関し、本協定上の義務の違反がある当事者が責任を免れるものではない。

3 乙は、第 1 項に定める条件（前項但書により充足が放棄された条件を除く。）が充足された場合は、事業開始予定日を事業開始日として（但し、当該充足が事業開始予定日より遅延した場合には、当該充足日を事業開始日として）、同日より本事業を実施するものとする。

(係留施設の優先的な利用に関する事項)

第 11 条 乙（本条において、乙に親会社等がある場合は、乙の親会社等を含む）は本協定、形成計画及び法令等に従い、本条に定める通り他者に先立って係留施設の利用を予約すること（以下「優先的な利用」という。）ができる。



- 2 乙の、優先的な利用は前条に定める前提条件を満たした場合に効力を生じる。
- 3 乙は、優先的な利用を行おうとするときは、本協定及び形成計画に定める手続を行わなくてはならない。
- 4 乙の係留施設の利用は、法令等の範囲内で認められる。
- 5 甲は、緊急事態等が発生したと判断した場合には、必要な期間、必要な範囲において係留施設の利用の停止をすることができる。
- 6 「親会社等」とは、乙及び港湾法第 50 条の 18 第 1 項に基づき国土交通省令で定める者をいう。
- 7 優先的な利用は、年間 60 日（以下「年間利用日数」という。）を限度として認められる。
- 8 優先的な利用の存続期間は事業開始日から事業終了日までの間とする。
- 9 乙は、係留施設を利用する日のうち、4 月 1 日から 9 月 30 日までを前年の 3 月 31 日までの間に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを前年の 9 月 30 日までに、それぞれ係留施設の利用予定を確定させるものとする。
- 10 乙は、第 9 項に基づく係留施設の利用の予約を行う以前において、予め利用を予定しない日が確定したとき、及び優先的な利用の変更又は解除の必要が生じたときは、当該事由が生じた時点で速やかかつ誠実に甲に通知するものとする。
- 11 甲は、係留施設を利用する 4 月 1 日から 9 月 30 日までの日の前年の 4 月 1 日以降の係留施設の利用の予約並びに 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの日の前年の 10 月 1 日以降の係留施設の予約については、甲が別途定めるところに従い、乙及び他の利用希望者を平等に取り扱うものとする。
- 12 乙は、本条に基づく係留施設の利用にあたり、甲に対し、条例で定める使用料の範囲内で使用料を支払うものとする。
- 13 甲は、事業期間にわたり、係留施設を良好な状態に維持する。
- 14 第 22 条の規定にかかわらず、乙は、本条に基づく予約枠を譲渡（第 22 条に基づき甲が承諾した事業譲渡の場合を除く。）することはできない。

（受入促進施設の規模、構造又は用途に関する基準）

第 12 条 乙は、受入促進施設を旅客及び乗組員等の利便に供するものとする。

- 2 受入促進施設は形成計画及び要求水準を満たすものとする。

（受入促進施設の整備の方法）

第 13 条 乙は、本協定及び形成計画並びに法令等に基づき、受入促進施設を整備する。

- 2 乙は、施工企業をして、受入促進施設の整備を実施させることができる。
- 3 施工企業その他本件工事の施工に関して乙又は施工企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙がその責任を負うものとする。
- 4 乙は、受入促進施設的设计図書を甲乙が合意する日までに甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。

- 5 乙は、受入促進施設が完成したときは、自ら完工検査を行ったうえ、甲の完工確認を受けるものとする。

(受入促進施設の管理の方法)

第14条 乙は、事業期間中、甲若しくは大さん橋国際客船ターミナルの指定管理者（以下「管理運営主体」という。）に、受入促進施設を貸与し、これを管理させるものとする。

- 2 乙は、事業開始日から事業終了日までの間、管理運営主体をして、甲が承認する受入促進施設の利用料金を徴収することができる。

(受入促進施設の整備に要する費用の負担の方法)

第15条 乙は、本協定に基づき、受入促進施設、及び周辺整備事業の整備費用を負担する。

(受入促進施設の利用者による利用に関する事項)

第16条 甲は、管理運営主体をして、事業開始日から事業終了日までの間、優先的な利用に基づき係留施設を利用する日時、又は不可抗力により利用できない日時を除き、受入促進施設を、国際旅客船旅客（以下「利用者」という。）の利用に供さなければならない。

(受入促進施設の利用者以外の者による利用に関する事項)

第17条 甲は、管理運営主体に、利用者以外の者が受入促進施設の利用を求めた場合には、当該求めに応じ、利用希望者と協議のうえ、利用に供するよう努めさせるものとする。

- 2 甲は、管理運営主体に、前項に基づき受入促進施設を第三者の利用に供する場合には、甲及び乙に報告させるものとする。

(リスク分担の原則)

第18条 甲は、本協定で別途定める場合を除き、乙による本事業の実施に対して、何らの支払義務を負わない。

- 2 受入促進施設のうち、乙所有の部分及び別途定める部分がある場合についてはその部分について、乙は自らの経済的負担の範囲内で本事業を実施するものとし、本事業において乙に生じた収入の減少、費用の増加、その他損害・損失の発生については、全て乙が負担し、故意または過失がある場合を除いては、甲はこれについて何らの責任を負担しない。

(法令変更による措置)

第19条 法令変更により乙に増加費用及び損害が生じるときは、乙が当該増加費用及び損害を負担するものとする。

- 2 本協定締結日以降、法令変更により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。
- 3 前項の通知があった場合、甲は、当該通知の内容について確認し、法令変更であると認められたときは、対応方針について協議の上、甲又は乙において必要な措置を構ずる

ものとする。

- 4 前項の措置を講じてもなお、本協定締結後に発生した法令変更により、本事業の継続が不能となったときは、甲及び乙は、協議のうえ、本協定を解除することができる。
- 5 前項に基づき本協定が解除された場合、乙は、別段の合意がある場合を除き、受入促進施設整備箇所を原状回復のうえ甲に返還しなければならない。
- 6 第4項の他、甲及び乙は、別段の定めがある場合を除き、第4項の解除により生じた損害及び増加費用を相互に請求できないものとする。

(不可抗力による措置)

第20条 不可抗力により乙に増加費用及び損害が生じるときは、乙が当該増加費用及び損害を負担するものとする。

- 2 本協定締結日以降、不可抗力により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。
- 3 前項の通知があった場合、甲は、当該通知の内容について確認し、不可抗力であると認められたときは、対応方針について協議の上、甲又は乙において必要な措置を構ずるものとする。
- 4 前項の措置を講じてもなお、本協定締結後に発生した不可抗力により、本事業の継続が不能となったときは、甲及び乙は、協議のうえ、本協定を解除することができる。
- 5 前項に基づき本協定が解除された場合、乙は、別段の合意がある場合を除き、受入促進施設整備箇所を原状回復のうえ甲に返還しなければならない。
- 6 第4項の他、甲及び乙は、別段の定めがある場合を除き、第4項の解除により生じた損害及び増加費用を相互に請求できないものとする。

(緊急事態等対応)

第21条 甲又は乙は、係留施設の利用に影響を及ぼすような緊急事態が発生したと判断した場合又は本協定の義務の重大な違反を行った場合（緊急事態と合わせて、「緊急事態等」という。）には、直ちに相手方当事者に対し通知するものとする。甲及び乙は、かかる通知を受けた場合、当該状況を可及的速やかに解消すべく可能な限り努力するものとする。

- 2 前項に定める場合において、甲は、第11条第5項に基づき係留施設の利用を停止しない場合であっても、緊急事態等の解消に必要な期間及び必要な範囲において、自ら必要な措置を行うことができる。この場合、甲は、乙に対して甲による当該措置の実施について協力（乙が所有する資産についての甲による一時的使用その他の協力を含むがこれらに限られない。）を要請することができ、乙はこれに協力しなければならない。
- 3 乙は、別段の定めがある場合を除き、前項の甲による措置及び乙の協力により生じた損害及び増加費用を甲に請求できないものとする。

(協定上の地位等又は受入促進施設の処分)

第22条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、本協定上の地位及び本協定に基づく乙の権利

及び義務について、譲渡（信託譲渡を含む。） 、質権設定その他の担保設定、その他の方法による処分（自己信託を含み、「処分」という。以下本条において同じ。）を行ってはならない。

- 2 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、受入促進施設について、譲渡（信託譲渡を含む。） 、抵当権その他の担保設定、その他の方法による処分を行ってはならない。

（協定の有効期間）

第 23 条 本協定は、本協定に別段の定めがある場合を除き、本協定締結日を始期とし、事業終了日又は本協定が解除若しくは終了した時点まで効力を有する。

- 2 本協定は、その公示後に受入促進施設の施設所有者等（港灣法第 50 条の 18 第 1 項に定義する施設所有者等をいう。）及び予定施設所有者等（港灣法第 50 条の 18 第 3 項に定義する予定施設所有者等をいう。）に対しても、その効力があるものとする。
- 3 事業開始日が事業開始予定日から遅れた場合にも、優先的な利用の存続期間は延長されないものとする。但し、第 10 条第 1 項第 4 号の条件が成就しなかったことにより事業開始日が遅延した場合には、甲及び乙の合意により、当該遅延した期間、優先的な利用の存続期間を延長することができる。

（乙の責に帰す事由による本協定の解除）

第 24 条 甲は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、乙に対し、解除事由を記載した書面を送付することにより、ただちに本協定を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により本協定の履行が不能となったとき。
  - (2) 乙又は乙の親会社等が、破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の手続又はこれらに類似する手続について乙の株主総会又は取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（乙の取締役を含む。）によってその申立てがなされ、当該決議又は申立ての日から 30 日以内に当該決議又は申立てが取り消され又は取り下げられなかったとき。
  - (3) 乙又は乙の親会社等について手形取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされたとき。
  - (4) 乙が第 10 条第 1 項の開始条件を充足できず、事業開始予定日から 6 ヶ月以内に本事業が開始できないことが明らかとなったとき（不可抗力に起因する場合を除く。）。
  - (5) 正当な理由なく、乙が本事業を放棄したと認められるとき。
  - (6) 乙の役員のうち暴力団員等及びその他の関係者に該当する者がいることが判明したとき。
  - (7) その他甲乙が解除事由として合意した場合
- 2 甲は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、乙に対して当該不履行又は状態を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告し、当該期間（又は延長が必要として甲が認めた場合には当該延長後の期間）内に当該不履行又は状態が是正されない場合、解

除事由を記載した書面を送付して通知することにより、直ちに本協定を解除することができる。

- (1) 乙が本協定上の重要な誓約事項又は表明保証事項に違反したとき。
- (2) 乙が本協定上の重要な義務に違反又は履行しないとき。
- (3) 乙が法令等に違反したとき。

- 3 甲は、乙が実施する本事業の水準が要求水準を満たさない状態が継続する等、要求水準違反により本事業の遂行に重大な支障を及ぼす事態が発生し、乙に対してその状態の解消を書面をもって通知したにもかかわらず、その状態が要求水準違反の発生から 120 日間改善されない場合、催告することなく乙への通知をもって本協定を解除することができる。

(甲の任意による解除)

第 25 条 甲は、本協定を継続する必要がなくなった場合又はその他甲が必要と認める場合には、6 ヶ月以上前に乙に対して通知することにより、本協定を解除することができる。

(甲の責に帰す事由による本協定の解除又は終了)

第 26 条 乙は、次の各号の事由が発生したときは、甲に対し、解除事由を記載した書面を送付することにより、ただちに本協定を解除することができる。

- (1) 甲が本協定上の甲の重要な義務に違反し、乙から当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されないとき。

(合意解除)

第 27 条 前 3 条に定める場合のほか、甲及び乙は、双方の合意により本協定を終了させることができる。

(受入促進施設完成前の本協定の終了)

第 28 条 受入促進施設完成前に本協定が解除された場合において、乙は、受入促進施設整備箇所を原状回復のうえ甲に返還しなければならない。この場合、乙が当該原状回復の費用を負担するものとする。

- 2 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の措置を行わないときは、甲は、乙に代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を乙に求償することができる。この場合、乙は、甲の処分について異議を申し出ることができない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、受入促進施設完成前に本協定が解除された場合において受入促進施設の出来高部分が存在する場合、甲又は甲の指定する第三者は、自己の責任及び費用負担において、受入促進施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した部分（以下「合格部分」という。）に相応する代金を一括又は分割により乙に支払ったうえで、合格部分の所有権をすべて取得することができる。この場合、甲又は甲の指定する

第三者は、必要と認めるときは、その理由を乙に対して通知し、出来高部分を最小限破壊して検査することができる。

(受入促進施設の取扱い)

第 29 条 受入促進施設の完成後に本協定が終了した場合、甲又は甲の指定する第三者は、甲乙が合意して定める方法に従って、時価にて受入促進施設を乙から買い取ることができる。

(本協定の変更)

第 30 条 甲及び乙は、双方の書面による合意により、本協定を変更することができる。変更後の手続きについては、港湾法第 50 条の 19 第 4 項の規定に従うものとする。

(損害賠償責任)

第 31 条 本協定に別段の定めがある場合を除き、甲又は乙が本協定に定める義務に違反したことにより相手方当事者に損害が発生したとき、相手方当事者は法令等に従い当該当事者に対し損害賠償を請求することができる。

(協議会の設置)

第 32 条 甲及び乙は、本事業の実施に関する情報交換等を行うため、実務者による会議を設置し、原則として 3 月に 1 回開催する。

2 前項に定める会議の構成及び開催方法等については、甲と乙が協議して別に定める。

(著作権の帰属等)

第 33 条 甲が、本協定に基づき、乙に対して提供した情報、書類及び図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）の著作権その他の知的財産権は、甲に帰属する。

2 甲は、成果物について、甲の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続するものとする。

(秘密保持義務)

第 34 条 甲及び乙は、相手方当事者の事前の承認がない限り、本協定に関する情報（本事業を実施するうえで知り得た秘密を含む。）を他の者に開示してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、以下の場合に限り、本協定に関する情報を開示することができる。但し、開示の方法について甲が指示した場合には、当該指示に従い開示する。

(1) 第 38 条に基づき、本協定を一般の閲覧に供する場合

(2) ①当該情報を知る必要のある甲若しくは乙の従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある日本国政府の職員若しくは乙の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ甲との間で合意された会社等又はそれらの従業員等若しくは又は弁護士、公認会計士、税

理士等の専門家に対して、甲、乙と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

(3) 本条の定めに違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合

(4) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合

(5) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められた情報を開示する場合

3 前2項の定めは、甲並びに乙による本協定の完全な履行又は本協定の終了にかかわらず、有効に存続する。

(管轄)

第35条 本協定に関するすべての紛争は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第36条 本協定に定める請求、通知、報告、勧告、承認及び契約終了告知並びに解除は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、甲及び乙は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。

2 本協定の履行に関して甲と乙の間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 本協定の履行に関して甲と乙の間で用いる計算単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

5 本協定の履行に関する期間の定めについては、本協定に特別の定めがある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによるものとする。

6 本協定に定める日時は日本標準時とする。

7 本協定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈するものとする。

(疑義に関する協議)

第37条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して、これを定めるものとする。

(協定の揭示方法)

第38条 甲は、本協定を締結したときは、港湾法第50条の19第3項及び港湾法施行規則で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、本協定を甲の事務所に備えて一般の閲覧に供する。

2 甲は、本協定を締結したときは、受入促進施設又はその敷地の見やすい場所に、甲の事務所において本協定を閲覧に供している旨を掲示しなければならない。この場合において、乙は当該掲示につき甲に最大限協力しなければならない。

## 別紙 1 定義集

- (1) 「受入促進施設」とは、前文に定める意味を有する。
- (2) 「受入促進施設整備・管理事業」とは、本協定に基づき乙が行う受入促進施設の整備及び管理事業をいう。
- (3) 「受入促進施設整備箇所」とは、別に定める場所をいう。
- (4) 「周辺整備事業」とは、受入促進施設の整備に付随して行われる受入促進施設周辺部分の整備として乙が実施する事業をいう。
- (5) 「親会社」とは、会社法第 2 条第 4 号に定める親会社をいう。
- (6) 「親会社等」とは、第 11 条第 6 項に定義する意味を有する。
- (7) 「会社法」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）をいう。
- (8) 「関連会社」とは、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 20 号に定める関連会社をいう。
- (9) 「許認可等」とは、許可、認可、指定及びその他の形式の行政行為をいう。
- (10) 「緊急事態」とは、①受入促進施設の乙による安全な供用が著しく阻害されるおそれのある事態、②日本国の安全保障又は港湾の安全が脅かされる事態③港湾内での人の身体・生命又は財産に損害が発生するおそれのある事態、若しくは④災害救護（広域災害の場合を含む。）のためやむを得ない場合のいずれか、又はこれら①乃至④に類する事態をいう。
- (11) 「形成計画」とは、前文に定義する意味を有する。
- (12) 「係留施設」とは、横浜港大さん橋ふ頭 CD 岸壁をいう。
- (13) 「港湾法」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）をいう。
- (14) 「港湾法施行規則」とは、港湾法施行規則（昭和 26 年運輸省令 98 号）をいう。
- (15) 「子会社」とは、会社法第 2 条第 3 号に定める子会社をいう。
- (16) 「時価」とは、各資産の価値として当該資産の譲渡時等において、客観的方法により定められた価格をいう。
- (17) 「事業開始日」とは、乙により本事業が開始された日をいう。
- (18) 「事業開始予定日」とは、第 4 条第 3 項に定める事業開始予定日をいう。
- (19) 「事業期間」とは、事業開始日から事業終了日までの期間をいう。
- (20) 「事業計画」とは、次年度における寄港回数見込及び旅客数見込その他甲乙合意する事項を記載した事業計画をいう。
- (21) 「事業終了日」とは、平成 47 年 3 月 31 日をいう。
- (22) 「成果物」とは、各種計画書、報告書、図面及びその他乙が本協定又は甲の請求により甲に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (23) 「施工企業」とは乙が、受入促進施設の整備を実施させる企業をいう。
- (24) 「年間利用日数」とは、第 11 条第 7 項に定義する意味を有する。
- (25) 「不可抗力」とは、本協定の義務の履行に直接かつ不利な影響を与えるものであって以下のいずれか 1 つ以上に該当する事象（要求水準に基準があるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、甲及び乙のいずれの責めにも帰すこ



とのできないもので、甲又は乙によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生防止手段を合理的に期待できないものをいう。

- (i) 異常気象（暴風、落雷、豪雨、強風、ハリケーン、台風、サイクロン、異常熱波又は異常寒波であつて、これらが港湾又は周辺において通常また定期的に発生するものよりも過酷であるものをいう。）
  - (ii) 自然災害（洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災、津波又はその他不可避かつ予見不能な自然災害であつて、港湾に重大かつ不可避の損害を生じさせるものをいう。）
  - (iii) 内戦又は敵対行為（暴動、騒擾、反乱、テロ行為又は戦争行為をいう。これらの場合における国等による港湾使用を含む。）
  - (iv) 疫病（法的に隔離が強制される場合を含む。）
- (26) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に定める暴力団員が構成する団体で、その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (27) 「暴力団員等及びその他の関係者」とは、以下のいずれかの 1 つ以上に該当する者をいう。
- (i) 暴力団員等
    - (a) 暴力団
    - (b) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ）
    - (c) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
    - (d) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。以下同じ）
    - (e) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう）
    - (f) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう）
    - (g) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう）
    - (h) 特殊知能暴力集団等（上記(a)乃至(g)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう）

- (i) その他上記(a)乃至(h)に準ずる者
- (ii) その他の関係者
  - (a) (i)(a)乃至(i)に該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
  - (b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
  - (c) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
  - (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者
  - (e) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (28) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他の公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。
- (29) 「本事業」とは、第4条に定義する意味を有する。
- (30) 「民法」とは、民法（明治29年法律第89号）をいう。
- (31) 「優先的な利用」とは第11条第1項に定義する意味を有する。
- (32) 「要求水準」とは、第12条第2項で定義する意味を有する。
- (33) 「利用者」とは、第16条に定義する意味を有する。
- (34) 「利用料金」とは、第14条第2項に定める利用料金をいう。

## 別紙2 受入促進施設、及び周辺整備事業の規模、構造又は用途に関する基準

乗船客のうち、スイートルームの利用者などを対象に、出港時間や乗船案内などの情報を提供する施設を設置し、本船出港までの待合ラウンジとして快適空間を整備。

受入促進施設、及び周辺整備事業の名称、規模及び配置は以下のとおり。

名称：大さん橋国際客船ターミナル 港湾情報提供施設兼旅客施設

用途及び規模：港湾情報を提供するデジタルサイネージ及び港湾情報の提供を受けるための待合ラウンジとして、60名規模収容のスペースとする。